

町にたらすといふ事に、甲陽軍鑑にも、上道東道といふ事多く見えたり、其中にも謙信他界の跡  
さだつ事といへる條に、三郎殿たまらずして、越後の内府中のお館といふ城へ取籠給ふ、春日山  
城よりお館の城へは、上道一里半、東道九里也とあり、是にて上道は三十六町一里、東道は六町一  
里なる事明かなり、相模の七里が濱、上總の九十九里の濱、みな此定めなり、又百因縁集大臣事花園左に、  
京ヨリ男山ハ遙ノ程ゾカシ、注に及二十里、大王里也とあり、王は三の誤にて、大三里也なるべし、  
此書正嘉元年常陸にての作なれば、京の事をも、東國の六町一里にて記したるなり、大三里は渡  
天行程記にいへる大里にて、三十六町一里なり、町一里にすれば三十里は百二十町なれど、成數をいへ  
るべし。

附識す、渡天行程記に、六町一里を記したるは、唐土此定めなりといふこと、むかしもいひしな  
らん、されども六町一里にあらず、其證は揚萬里誠齋詩話に、東坡詩云、臥古寛閑五百弓、七尺二  
寸爲一弓、事見譯梵、一尺八寸爲一肘、四肘爲一弓、今通鑑二百四十八卷、史炤釋文引薩波多論云、  
西天度地以四肘爲一弓、去村店五百弓、不遠不近、以閑靜處爲蘭若、今以唐尺計之、蓋二里許也と  
あり、一弓七尺二寸なれば、五百弓は三百六十丈なり、さて二里許といへるを二里とすれば、一  
里は百八十丈也、皇朝の一町六十間は三十六丈なり、是にて百八十丈宋の時の尺、皇朝多くは違はじを除す  
れば五となる、即皇朝の五町なり、又楊氏東坡が詩といへるは誤也、鶴林玉露雜組等に、王荊公  
詩とあるを是とす。

〔年山紀聞〕壺碑○中

多賀城

去京一千五百里

去蝦夷國界一百廿里